

不当労働行為救済命令取消請求事件

原告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被告 東京都

## 証 拠 説 明 書

令和7年5月8日

東京地方裁判所 民事第19部B1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 加藤 桂 子



号 証	標 目 (原本・写の別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲5	各自治体における消費生活相談員の求人募集状況を掲載しているWebページ	写し 閲覧日： 2025/4/29	独立行政法人国民生活センター	本件法改正後、消費生活相談員は、ほとんどの自治体で会計年度任用職員に転換させられたこと。
甲6	プレス・リリース	写し 2012/12/3	中央労働委員会	大阪府不当労働行為再審査事件（平成23年（不再）第52号）の内容。 （下線は、原告代理人による。）

甲 7	Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations (articles 19, 22 and 35 of the Constitution) (※230～237頁抜粋)	写し	2025年	国際労働機関	本件法改正について、国際労働機関（以下「ILO」という。）の条約・勧告の適用勧告を行う専門家委員会及び総会委員会から、結社の自由及び団結権保護条約（第87号条約。日本は1965年批准。）及び団結権及び団体交渉権条約（第98条約。日本は1953年批准。）との関係で、条約の遵守が十分でないとの報告が発表されていること。
甲 8	甲 7 の和訳	写し	2025/3/15	抜粋作成者：安田真幸（連帯労働者組合・杉並） 翻訳者：金子暢子（東ゼン労組）	同上
甲 9	「分権新時代の地方公務員制度～任用・勤務形態の多様化」と題する報告書 (抄本)	写し	2003/12/25	地方公務員制度調査研究会	総務省が設置した研究会での議論において、任用・勤務形態の多様化の方向性が必要とされながらも、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営が原則であることは確認されていたこと。
甲 1 0	第180回国会参議院総務委員会第15号議事録 (抄本)	写し	2021/8/28	国立国会図書館	総務省政府参考人が、東村山事件を紹介し、「常勤」該当性について職務内容などを考慮する裁判例にも留意する必要があるという立場を示していること。

甲 1 1	『非正規公務員のリアル』（抄本）	写し	2021/2/25	株式会社 日本評論社（上林陽治）	会計年度任用職員への移行によって減額の影響を受けた人数は約4割にのぼること。
甲 1 2	総務省通知	写し	2020/1/31	総務省自治行政局 公務員部 公務員課長	会計年度任用職員制度への移行に伴い、全国的に、理不尽なパートタイム化や月例給の減額など不都合な事例が多数発生したため、総務省が施行直前に通知を出さざるをえなくなったこと。
甲 1 3	人事院通知	写し	2008/8/26	人事院事務総長	人事院ですら、非正規公務員に対しては給与勧告を実施したおらず、通知で「給与の適正な支給」を努力義務として定めているにすぎないこと。
甲 1 4 の 1	「2024（令和6）年度人事委員会勧告に向けての要請書」と題する書面	写し	2024/9/5	東京都庁一般職非常勤・臨時職員労働組合、東京公務公共一般労働組合	東京都の登録職員団体が、東京都人事委員会に対して、会計年度任用職員の問題について、人事委員会の給与等の勧告に、会計年度任用職員の問題を盛り込むように求めたこと。
甲 1 4 の 2	「東京都庁一般職非常勤・臨時職員労働組合及び東京公務公共一般労働組合に対する回答」と題する書面	写し	2024/9/6	東京都人事委員会事務局	甲 1 4 の 1 に対して、東京都労働委員会が「常勤ではない会計年度任用職員について勧告をすることは適当ではない」との回答をしたこと。